定　　款

社会福祉法人　美熊野福祉会

第１章　総則

（目的）

第１条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（１）第一種社会福祉事業

（ア）障害者支援施設の経営

（２）第二種社会福祉事業

（ア）障害福祉サービス事業の経営

（イ）障害児相談支援事業の経営

（ウ）一般相談支援事業の経営

（エ）特定相談支援事業の経営

（オ）放課後児童健全育成事業の経営

（カ）障害児通所支援事業の経営

（名称）

第２条　この法人は、社会福祉法人美熊野福祉会という。

（経営の原則等）

第３条　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

２　この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（事務所の所在地）

第４条　この法人の事務所を和歌山県新宮市佐野１０２６番地１に置く。

第２章　評議員

（評議員の定数）

第５条　この法人に評議員８名を置く。

（評議員の選任及び解任）

第６条　この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

２　評議員選任・解任委員会は、監事１名、事務局員１名、外部委員３名の合計５名で構成する。

３　選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

４　選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

５　評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の２名以上が出席し、かつ、外部委員の１名以上が賛成することを要する。

（評議員の資格）

第７条　社会福祉法第４０条第４項及び第５項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか１人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第２５条の１７第６項第１号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

（評議員の任期）

第８条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

３　評議員は、第５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第９条　評議員に対して、会議への出席１回につき、報酬として５，０００円を支給することができる。

第３章　評議員会

（構成）

第１０条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）

第１１条　評議員会は、次の事項について決議する。

（１）　理事及び監事の選任又は解任

（２）　理事及び監事の報酬等の額

（３）　理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

（４）　計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認

（５）　定款の変更

（６）　残余財産の処分

（７）　基本財産の処分

（８）　社会福祉充実計画の承認

（９）　事業計画及び収支予算

(10)　臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）

(11)　解散

(12)　その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第１２条　評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後３か月以内に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第１３条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（議長）

第１４条　評議員会の議長は、出席評議員の中から互選で選ぶ。

（決議）

第１５条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（１）　監事の解任

（２）　定款の変更

（３）　その他法令で定められた事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第１７条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

４　第１項及び第２項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第１６条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人２名がこれに記名押印する。

第４章　役員及び職員

（役員の定数）

第１７条　この法人には、次の役員を置く。

（１）理事　７名

（２）監事　２名

２　理事のうち１名を理事長とする。

３　理事長以外の理事のうち１名を常務理事とする。

４　前項の常務理事をもって社会福祉法第４５条の１６第２項第２号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第１８条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

２　理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（役員の資格）

第１９条　社会福祉法第４４条第６項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか１人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

２　社会福祉法第４４条第７項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

（理事の職務及び権限）

第２０条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

３　理事長及び常務理事は、毎会計年度に４か月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第２１条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第２２条　理事又は監事の任期は、選任後２年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

３　理事又は監事は、第１７条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第２３条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（１）　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（２） 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

第２４条　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

２　前項の規定にかかわらず、役員には費用を弁償することができる。

（職員）

第２５条　この法人に、職員を置く。

２　この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

３　施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第５章　役員の損害賠償責任の免除

（責任の免除）

第２６条　理事、監事が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第４５条の２２の２において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第１１３条第１項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

（責任限定契約）

第２７条　理事（理事長、業務を執行したその他の理事又は当該社会福祉法人の職員でないものに限る。）監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金５万円以上であらかじめ定めた額と社会福祉法第４５条の２２の２において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第１１３条第１項第２号で定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる

第６章　理事会

（構成）
第２８条　理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）
第２９条　理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。
（１）　この法人の業務執行の決定
（２）　理事の職務の執行の監督
（３）　理事長及び常務理事の選定及び解職

（招集）
第３０条　理事会は、理事長が招集する。
２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（議長）
第３１条　理事会の議長は、出席理事の中から互選で選ぶ。

（決議）
第３２条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）
第３３条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第７章　資産及び会計

（資産の区分）
第３４条　この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の２種とする。
２　基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
（１）　１，０００，０００円（定期預金）

（２）　和歌山県新宮市熊野川町赤木字中曽１５２２番地１所在の杉の郷の建物
家屋番号１５２２番１の１
鉄筋・コンクリート造スレート葺平家建　１４９７．７９平方メートル
（３）　和歌山県新宮市熊野川町赤木字中曽１５２２番地１所在の杉の郷の建物
家屋番号１５２２番１の２
鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺２階建１階１６８．００平方メートル　２階１６４．３７平方メートル
（４）　和歌山県新宮市熊野川町赤木字中曽１５２２番地１所在の杉の郷の建物
家屋番号１５２２番１の３
軽量鉄骨造ビニール板葺２階建１階７６．３５平方メートル ２階７６．３５平方メートル
（５）　和歌山県新宮市熊野川町能城山本字浦地所在のほっとホームの土地
地番２２２番１　地目 宅地２９５．５６平方メートル
（６）　和歌山県新宮市熊野川町能城山本字浦地２２２番地１所在のほっとホームの建物
家屋番号２２２番１
木造瓦葺２階建１階７２．２０平方メートル ２階６４．２１平方メートル
附属建物
木造合金メッキ鋼板ぶき平家建３０．１２平方メートル
（７）　和歌山県新宮市熊野川町赤木字中曽１５２２番地１所在のホーム赤木の建物
家屋番号１５２２番１の４
木造スレートぶき２階建１階１４１．６０平方メートル ２階７２．８３平方メートル
（８）　和歌山県新宮市熊野川町赤木字中曽所在のホームさんさろの土地
地番１５１８番　地目 宅地２２２２．８１平方メートル
（９）　和歌山県新宮市熊野川町赤木字中曽１５１８番地所在のホームさんさろの建物
家屋番号１５１８番
鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき２階建１階１５６．５４平方メートル ２階８８．６２平方メートル
(10)　和歌山県新宮市高田字鈴１６４２番地１所在の杉の郷えぼし寮の建物
家屋番号 １６４２番１
鉄骨造スレート葺２階建１階１０９４．３５平方メートル　２階　８３７．９１平方メートル
(11)　和歌山県新宮市高田字前地所在のホームしゃくなげの土地
地番１６８５番１１　地目 宅地４８２．５３平方メートル
(12)　和歌山県新宮市高田字前地１６８５番地１１所在のホームしゃくなげの建物

家屋番号１６８５番１１
木造かわらぶき２階建１階１５９．５７平方メートル ２階１０１．８９平方メートル

(13) 和歌山県新宮市蜂伏所在の障害児者支援センター虹の土地
地番４７７番２ 地目 宅地１６８５．８１平方メートル

(14) 和歌山県新宮市蜂伏４７７番地２所在の障害児者支援センター虹の建物
家屋番号４７７番２
鉄骨造合金メッキ鋼板葺２階建１階５４５．３１平方メートル ２階３０２．９７平方メートル

(15) 和歌山県新宮市蜂伏４７７番地２所在の障害児者支援センター虹の建物
家屋番号４７７番２の２
木造合金メッキ鋼板葺平家建１０１．５５平方メートル

(16) 和歌山県新宮市三輪崎字永田所在のワークランドそらの土地
地番１０８５番４ 地目 雑種地４５３平方メートル

(17) 和歌山県新宮市三輪崎字永田所在のワークランドそらの土地
地番１０８５番５ 地目 雑種地１１２平方メートル

(18) 和歌山県新宮市佐野字根地原所在のワークランドそらの土地
地番１０２６番１ 地目 宅地１３９６．４７平方メートル

(19) 和歌山県新宮市佐野字根地原１０２６番地１所在のワークランドそらの建物
家屋番号１０２６番１
鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき２階建１階７１９．３９平方メートル
２階４１８．８５平方メートル

(20) 和歌山県新宮市高田字鈴所在の杉の郷えぼし寮の土地
地番１６４９番３ 地目 雑種地１２１５平方メートル

(21) 和歌山県新宮市蜂伏所在の障害児者支援センター虹の土地
地番４７７番１ 地目 宅地１９４６．２６平方メートル

(22) 和歌山県新宮市佐野所在の障害児者相談センターゆずの土地
地番１０５５番１ 地目 宅地７８７．１８平方メートル

３ その他財産は、基本財産以外の財産とする。

４ 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第２項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）

第３５条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の３分の２以上の同意及び評議員会の承認を得て、新宮市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、新宮市長の承認は必要としない。

（１） 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
（２） 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）
（３）社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を新宮市長に届け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく新宮市長に届け出るものとする。

（資産の管理）
第３６条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。
２　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）
第３７条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数（現在数）の３分の２以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
２　前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）
第３８条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
（１） 事業報告
（２） 事業報告の附属明細書
（３） 貸借対照表
（４） 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
（５） 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
（６） 財産目録
２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時評議員会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供

するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（１） 監査報告

（２） 理事及び監事並びに評議員の名簿

（３） 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

（４） 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第３９条　この法人の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第４０条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第４１条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の３分の２以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

第８章　解散

（解散）

第４２条　この法人は、社会福祉法第４６条第１項第１号及び第３号から第６号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第４３条　解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

（保有する株式に係る議決権の行使）

第４４条　この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の３分の２以上の同意を得なければならない。

第９章　定款の変更

（定款の変更）

第４５条　この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、新宮市長の認可（社会福祉法第４５条の３６第２項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

２　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を新宮市長に届け出なければならない。

第１０章　公告の方法その他

（公告の方法）

第４６条　この法人の公告は、社会福祉法人美熊野福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第４７条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附　則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとし、その任期は、この定款の規程にかかわらず、昭和６４年１１月　９日までとする。

理事長	山　本　喜　一
理　事	御　本　小一郎
〃	浦　野　光　義
〃	岡　田　　功
〃	加　治　栄太郎
〃	濱　口　佳　男
〃	中　植　邦　夫
〃	植　野　為　隼
監　事	山　縣　邦　一
〃	泉　　溢　美

附　則

この定款は、昭和６２年１１月１０日から施行する。

附　則

この定款は、昭和６３年１２月２０日から施行する。

附　則

この定款は、平成　５年　３月１８日から施行する。

附　則

この定款は、平成　５年１２月１０日から施行する。

附　則

この定款は、平成　６年　６月　１日から施行する。

附　則

この定款は、平成　８年　８月２９日から施行する。

附　則

この定款は、平成１０年　３月１１日から施行する。

附　則

この定款は、平成１１年　２月　５日から施行する。

附　則

この定款は、平成１１年　４月３０日から施行する。

附　則

この定款は、平成１２年　２月２１日から施行する。

附　則

この定款は、平成１３年　６月１５日から施行する。

附　則

この定款は、平成１４年　９月３０日から施行する。

附　則

１．この定款は、平成１５年　３月１４日から施行する。

２．定款の改正に伴い新たに選任された評議員の任期は、第１７条の規定にかかわらず平成１５年１１月　９日までとする。

附　則

この定款は、平成１５年　３月２５日から施行する。

附　則

この定款は、平成１６年１２月２７日から施行する。

附　則

この定款は、平成１７年　４月１８日から施行する。

附　則

１．この定款は、平成１７年１２月　２日から施行する。

２．定款の改正に伴い新たに選任された役員等の任期は、第６条、第１７条の規定にかかわらず平成１９年１１月　９日までとする。

附　則

この定款は、平成１８年　４月１１日から施行する。

附　則

この定款は、平成１８年１０月１８日から施行する。

附　則

この定款は、平成１９年　３月２４日から施行する。

附　則

この定款は、平成１９年　７月　６日から施行する。

附　則

この定款は、平成２１年　２月１３日から施行する。

附　則

この定款は、平成２１年　５月１１日から施行する。

附　則

この定款は、平成２２年　３月２９日から施行する。

附　則

この定款は、平成２３年　４月　１日から施行する。

附　則

この定款は、平成２３年１１月１４日から施行する。

附　則

この定款は、平成２４年　５月　７日から施行する。

附　則

この定款は、平成２４年　６月１４日から施行する。

附　則

この定款は、平成２４年１１月２７日から施行する。

附　則

この定款は、平成２５年　５月　２日から施行する。

附　則

この定款は、平成２５年１０月３１日から施行する。

附　則

この定款は、平成２７年１１月　２日から施行する。

附　則

この定款は、平成２９年　４月　１日から施行する。但し、第６条の規定は、平成２９年　２月１３日から施行する。

附　則

この定款は、平成３０年　４月　１日から施行する。

附　則

この定款は、令和　元年　７月　１日から施行する。

附　則

この定款は、令和　２年　６月１５日から施行する。

附　則

この定款は、令和　３年　３月１５日から施行する。

附　則

この定款は、令和　３年１１月１９日から施行する。

附　則

この定款は、令和　５年　７月１３日から施行する。

附　則

この定款は、令和　５年１１月１６日から施行する。

附　則

この定款は、令和　６年１１月１９日から施行する。

附則

この定款は、令和　８年　６月２９日から施行する。